

飲食販売に必要な湘南ひらつか七夕まつり実行委員会事務局への提出書類について

七夕まつり開催期間中に行うことができる食品の臨時販売は、以下の（１）から（５）までに該当する販売形態です。該当する販売形態を確認の上、令和７年５月３１日（土）までに、必要書類を湘南ひらつか七夕まつり実行委員会事務局へご提出ください。

なお、（１）から（４）については、事前に保健福祉事務所へ手続きを行い、営業許可等を受けている必要があります。手続きが必要な場合は、平塚保健福祉事務所へご相談ください。

（１）飲食店営業許可施設の調理場以外で調理行為を行う場合

例）屋台で調理して販売する、店先で調理して販売する 等

※事前に「屋台型臨時営業許可」を保健福祉事務所から受けておく必要があります。

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式５」及び「営業許可証の写し」

（２）仕入品（食品等）を販売する場合

例）弁当やパンを仕入れ、店先に机を置いて販売する 等

※平塚保健福祉事務所へ「営業届」の提出が必要な場合がありますので、平塚保健福祉事務所へご相談ください。

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式３」及び「様式６」

※様式３について、「材料」の以下の項目は空欄で構いません。なお、仕入れ先の屋号や住所、電話番号の情報を様式内に記入していただくようお願いします。

（３）許可を取得した営業者が自らの施設の調理場内で調理した食品又は製造室内で製造した食品（包装品）を販売する場合

例）店舗の調理場で調理した食品を、店先に机を置いて販売する 等

※事前に「飲食店営業、弁当屋、そうざい製造業、菓子製造業」等の適切な許可を保健福祉事務所から受けておく必要があります。（あわせて、事前に保健福祉事務所へ「営業届」の提出しておく必要がある場合もあります。）

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式３」及び「様式６」、「営業許可証の写し」

(4) テイクアウトの注文を飲食店営業許可施設（固定店舗）外で受ける場合（食品の調理は許可施設調理場内で行う）

例) 店先に机を置き、注文の受付や会計を店先の机で行う（作り置きはしない）

※調理場に営業許可を受けていれば、保健福祉事務所への事前手続きは必要ありません。

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式4」及び「営業許可証の写し」

(5) 缶やペットボトル飲料を開封せずに販売する場合

例) 店先に机を置き、「開栓せずに」缶やペットボトルの飲料を販売する。

※開栓してコップに注ぐ場合は、事前に「飲食店営業」の許可を保健福祉事務所から受けておく必要があります。

※ビンの飲料は割れると危険なため販売しないでください。

➡実行委員会への提出書類：「同意書」

・湘南ひらつか七夕まつりホームページ

<http://www.tanabata-hiratsuka.com/manners/hanbai/>



以 上